

愛知県建築基準法関係例規集

[平成 29 年版]

(令和 7 年 3 月一部改訂)

編集 愛知県特定行政庁等連絡会

はじめに

愛知県建築基準法関係例規集は、昭和54年7月に発刊されて以来、建築士はじめ建築関係業務に携わる多くの方々に好評を博し広く活用されているところであります。

これまでの例規集の流れを概観しますと、平成15年版以降、建築基準法の改正による構造規定の強化と指定構造計算適合性判定制度の導入、建築確認審査の厳格化、建築士法の改正、瑕疵担保履行法ならびに長期優良住宅認定制度の創設などに伴い平成23年版が発刊され、その後、平成26年の建築基準法改正による構造計算適合性判定制度の見直し、指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設、構造耐力に関する規定の整備、木造建築関連基準の見直し、新技術の円滑な導入に向けた仕組み、容積率制限の合理化、移転の規定の見直し、定期調査・検査報告制度の強化等が行われたほか、日本建築行政会議編集の「基準総則・集団規定の適用事例」及び「建築物の防火避難規定の解説」が改訂されています。

今回もこれらの法改正、制度改正に対応すべく、愛知県特定行政庁等連絡会におきまして、基準総則、防火・避難、集団規定、構造規定、設備規定の分野ごとに協議・調整を重ね、法令等の改正に伴う例規の変更や削除・追加を中心に改正作業を進めてきました。（「愛知県特定行政庁等連絡会」とは、建築基準法、同施行令及びこれらに関する法令の事務を執行する愛知県内の特定行政庁及び限定特定行政庁並びに県内に事務所を有する指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が、相互に連絡を取ることであり、建築行政の円滑な運営を図るために設置された任意団体です。）

今回の愛知県建築基準法関係例規集についても、建築基準法令の各規定について、建築主事や指定確認検査機関等が具体的な運用・解釈を図る際に参照できる標準的な事項を公平性・透明性及び審査基準の明確化に配慮しながらとりまとめております。

もちろん、個別の事案については、法令の趣旨を踏まえて、建築主事等の責任において、その判断をしなければならないことは言うまでもありません。

今後も、この例規集が建築行政関係者はもとより、指定確認検査機関や建築士をはじめ建築関係業務に携わる多くの方々に、的確な運用のもと積極的に有効活用されることにより、お互いの業務の迅速化、簡素化、建築確認申請業務の円滑化が行われ、ひいては安全快適で良質な建築物のストックにより、安全で良好なまちづくりの進展や県民の安全確保に資することを期待致しております。

平成29年3月

愛知県特定行政庁等連絡会会長
愛知県建設部建築局建築指導課長
内田 光一

愛知県建築基準法関係例規集

[平成 29 年版]

【目 次】

基準総則		1
防火・避難		97
集団規定		133
構造規定		197
設備規定		219
参考資料		227

基準総則

用語の定義：建築物	頁
土地に定着する工作物	3
跨線橋上の駅舎の取扱い	3
「建築物」として取扱う例	4
「建築物」として取扱わない例	5～7-2
準用工作物として取扱う機械式自動車車庫	8
建築物として取扱う機械式自動車車庫	8
長屋住宅の取扱い	9
用語の定義：特殊建築物	
観覧場	10
遊技場	10
学校の寄宿舎の取扱い	11
介護老人保健施設の取扱い	11
宿泊施設を持つ研修所及び簡易宿所の用途の取扱い	11
ラック倉庫（立体自動倉庫）の取扱い	12、13
児童福祉施設等の取扱い	14
用語の定義：居室	
「居室」の取扱い	15
用語の定義：主要構造部	
「床」の取扱い	16
体育館の移動観覧席の取扱い	16
用語の定義：建築	
建築（新築、増築、改築、移転）の定義	17
用語の定義：大規模の修繕、大規模の模様替	
大規模の修繕、大規模の模様替の定義	18
用語の定義：用途変更	
用途の変更の定義	19
形態制限の緩和	
形態制限等の緩和（空地等の場合）	20
形態制限等の緩和（道路・水路等の場合）	21
適用の除外	
工事の着手	22
別棟の取扱い	
建築物を別棟と取扱う例	23、24
建築確認申請	
建築確認申請における区分（用途・構造・規模）の取扱い	25
建築確認申請書等（手数料）の取扱い	26
仮使用認定の取扱い	
仮使用認定の取扱い	27
確認等の手続きに関する特例	
独立行政法人等に対する法第18条の適用について	28
居室の採光	
採光関係比率（採光補正係数）の算定方法	29、30
縁側等屋内廊下を介した採光上の取扱い	31
採光における二室（三室）を一室とみなす取扱い	32
接道長さ	
接道長さ等のとり方	33

路地状部分の取扱い

路地状部分の長さとの関係	34
--------------	----

長屋の各戸の主要な出入口が道路に面する場合

長屋の各戸の主要な出入口が道路に面する場合の取扱い	34-2
---------------------------	------

仮設建築物

仮設建築物としての取扱い	36
工事用仮設建築物	37

用途の変更

用途変更の手続きについて	38
用途変更の確認申請における共用部分の取扱い	38
用途変更の届け出における添付図書について	38

工作物

工作物としての取扱い	39
建築物と一体的な広告塔の取扱い	39

建築面積

吹きさらしの廊下の建築面積の算定方法	40
屋外階段の建築面積の算定方法	41
各種の庇における建築面積の算定方法	42、43
開放性の高い建築物の建築面積の取扱い	44

床面積の算定

ピロティ部分の床面積の算定	45
エントランスへの専用アプローチ	45
アプローチが2層以上吹き抜けた場合	46
アプローチ部分を自転車置場と兼用した場合	46
隣地境界線から1m未満の距離にある避難階の通路の場合	47
ポーチ部分の床面積の算定	48
公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物の床面積の算定	49
吹きさらしの廊下の床面積の算定	50、51
「外気に有効に開放」の部分	52
面格子の取扱い	52
目隠し板等の取扱い	52
開放寸法の取扱い	53
開放廊下に面する隣地境界線の反対側に水路(道路)がある場合の取扱い	53
はり型等のある場合の隣地との距離	53
隣地境界線から1m以上の距離にある吹きさらしの廊下の取扱い	54
隣地境界線から1m未満の距離にある吹きさらしの廊下の取扱い	54
吹きさらしの廊下等に住宅用エアコン室外機を設置した部分の床面積の算定	55
バルコニー・ベランダの床面積の算定	56
フラワーボックスの取扱い	56
屋外階段の床面積の算定	57～59
円形階段の取扱い	59
昇降路の床面積の算定	60
パイプシャフト等の床面積の算定	60
給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット部分の床面積の算定	61
出窓の部分の床面積の算定	62
自動車車庫部分の床面積の算定	63
体育館等のギャラリー等の床面積の算定	64
「貫通通路」の取扱い	65
「誘導車路」の取扱い	65
「渡り廊下」の取扱い	65
「キャノピー部分の庇」の取扱い	65

床に似た棚の取扱い	66
荷捌場の床面積の算定	66、66-2
区画の中心線の設定方法	
建築物の区画の中心線（共通事項）	67
木造の建築物の区画の中心線	67
鉄筋コンクリートの躯体、P C 板（プレキャストコンクリート板）等の中心線	68
鉄骨造の建築物の区画の中心線	69
コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線	70
面積、高さ及び階数の算定	
受水槽等の設置部分の床面積及び階数の取扱い	71
小屋裏物置等の取扱い	72～74
地盤面の設定	
地盤面の設定	75～79
建築物の高さ、軒の高さ	
建築物の高さの算定	80～82
鉄筋コンクリート造建築物の上に木造建築物を建築する場合の取扱い	82
建築物の階数の算定	
建築物の階数の算定	83、84
【参考 1】高さ・階数の算定方法・同解説	85～93
【参考 2】高さ・階数の算定方法・同解説	94
【参考 3】高さ・階数の算定方法・同解説	95

防火・避難

耐火構造	
鉄骨造の耐火被覆	100
耐火構造の屋根	101
耐火建築物・準耐火建築物等	
自動車車庫における外壁の開口部	102
準耐火建築物	
耐火構造の外壁を支持する部材の構造（ロ準耐 1）	103
準耐火建築物（ロ準耐 2）における防火構造	104
準防火地域内の建築物	
木造 3 階の建築物における外壁の開口部の取扱い	105
窓その他の開口部を有しない居室等	
無窓居室の区画の規定の適用	106
特殊建築物等の内装	
特殊建築物の用途による内装制限	107
まきストーブを用いる室の内装制限	107
自動車車庫の内装制限	107
長屋又は共同住宅の各戸の界壁	
長屋又は共同住宅の各戸の界壁の取扱い	108
防火区画	
防火区画に設ける防火戸の区分	109
面積区画（適用除外）等における防火戸等の取扱い	110
階段等のたて穴区画の規定の適用	111
異種用途区画の規定の適用	112
常時閉鎖（開放）式防火戸の取扱い	113
給水、排水その他の配管設備	
エレベーター機械室に設ける配管設備の取扱い	114

屋外に設ける階段	
屋外階段としての取扱い	115
避難階段の設置	
避難階段及び特別避難階段の設置免除の取扱い	116
避難階段の構造	
屋内避難階段の開口部の取扱い	117
直通階段の設置	
一戸建て住宅の直通階段について	118
屋上広場等に設ける手すり	
バルコニー等の手すりの取扱い	119
階段に設ける手すり	
階段に設ける壁手すりの取扱い	120
物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	
物販店舗における避難階段等の幅の取扱い	121
敷地内の通路	
屋外出口からの敷地内通路の取扱い	122
排煙設備	
排煙設備による別棟区画の取扱い	123
排煙の有効範囲	124
非常用照明装置	
非常用照明装置の設置免除の取扱い	125
非常用の進入口	
専用住宅に設ける代替進入口の特例	126
非常用の昇降機	
昇降機（乗降ロビー）と階段（付室）の関係による取扱い	127
避難上の別棟扱い	
別棟区画等における「…床又は壁…」の取扱い	128
用途別の各規定の適用	
大規模なひさしの取扱い	129
老人福祉施設における採光及び直通階段の規定の適用の取扱い	130
機械製作工場等の構造制限の取扱い	131

集団規定

総則	
用途上不可分の関係にある建築物の例	135
一団の土地	135
道路の定義	
道路位置指定の有効の起算日	136
道路幅員の考え方	136、137
敷地等と道路の関係	
接道義務の特例	138
法第42条第2項道路の後退部分への接道	139
建築物の定義	
道路上空通路の取扱い	140
用途地域	
土地区画整理事業による換地先の土地への移転	141
クリーニング店	142
日用品の販売店舗に該当する用途の建築物	143
理髪店等のサービス業を営む店舗に該当する用途の建築物	144

洋服店等のサービス業を営む店舗に該当する用途の建築物	145
食堂・喫茶店に該当する（該当しない）用途の建築物	146
自家販売のための食品製造業（食品加工業）を営むパン屋等に該当する用途の建築物	147
ガソリンスタンドの用途規制	148
ガソリンスタンド等の用途規制②	148-2、3
保健所、消防署等の用途規制	149
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	150
カラオケボックスその他これに類するもの	150
ナイトクラブその他これに類するもの	151
キャバレー、料理店その他これらに類するもの	151
個室付浴場業に係る公衆浴場	151
個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	151
学校の定義	152
博物館	152
会社の寮、保養所	153
宿泊施設付研修所	153
仮眠室にベッドを設けたサウナ付健康ランド	153
工場に該当する（該当しない）用途の建築物	154
工場の原動機の実出力	155
高周波によるビニール袋製造工場	155
アルマイト処理工場	155
百貨店又はスーパーマーケットにおける食品関連作業部分の取扱い	156
自動車車庫の用途規制	157
機械式駐車設備における用途規制上の階数の取扱い	158
運動施設の用途規制	159
社会福祉施設の用途規制	160～162
大規模集客施設の自動車車庫等部分の取扱い	163
液化ガスの詰替え作業の取扱い	164
危険物の貯蔵に関する用途規制	164
寺院と道路を挟んで立地する納骨堂	165
農家（住宅）に附属するサイロの取扱い	165
用途地域：第一種低層住専内建築物	
兼用住宅	166
兼用住宅のクリーニング取次店	166
防災備蓄倉庫	166
住宅団地内の集会所の取扱い	166
農小屋	166
用途地域：第二種低層住専内建築物	
3階部分を事務所等の用途に供する兼用住宅	167
用途地域：第一種中高層住専内建築物	
店舗の取扱い	168
用途地域：第二種住居内建築物	
消防署車庫	169
用途地域：準住居内建築物	
鉄くずの圧縮工場	170
防音上有効な構造である空気圧縮機	170
用途地域：準工・工専内建築物	
ベルトコンベアに関する作業	171
葬祭場（家族葬ホールを含む）、結婚式場	171
保育所の取扱い	171
自動車運送業等の仮眠所	171

用途地域

参考	172～175
参考通達等	176

容積率

容積率を算定する際の道路幅員	177
側道がある場合における、容積率を算定する際の道路幅員	178
貯水槽設置部分の床面積の取扱い	179
共同住宅のアルコーブ部分に係る容積率不算入部分の取扱い	180

建蔽率

角地緩和の解釈	181、182
---------	---------

建築物の各部分の高さ

高さ制限における屋上突出物の緩和	183、184
行止り道路等の斜線制限の取扱い要領	185～188
建築設備、工作物の道路斜線制限の後退距離の算定	189
令第130条の12に規定する「網状これらに類する形状」の取扱い	189
隣地斜線の取扱い	189

日影規制

日影規制対象建築物の高さの算定方法	190
平均地盤面の算定方法	190
プラットホームの敷地の取扱い	190
隣地等の平均地表面	190
敷地の前面道路を隔てた土地の取扱い	191
最上階の手すりの取扱い	191
日影規制における測定線の設定方法	192～196

構造規定

総則

既存不適格建築物に対する増築等申請における添付図書について	199
法第20条第2項の政令で定める部分ごとの高さについて	200
法第20条第2項の政令で定める部分ごとの階数について	200
法第20条第2項の政令で定める部分ごとの令第70条の取扱いについて	200
敷地や建築物の一部が災害危険区域にかかる場合の取扱い	201
土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造について	202
土砂災害特別警戒区域内における確認申請について	202

基礎

Df（基礎底面までの深さ）の値について	203
直接基礎の設計	203

鉄骨造

カバープレートの使用について	204
----------------	-----

構造計算

鉄骨造のスパン長さの取扱い	205
幅厚比に適合する部分のみを有効とし、その他の部分を無効とする手法	206
施行令の積載荷重以外で定めるもの	207
地階の2次設計	208
鉄筋コンクリート造の最上階の梁が鉄骨造で、柱と梁が両端ピン接合の場合の取扱い	209
層間変形角	210
土圧係数の取扱い	211
振動特性係数及び地震層せん断力係数の分布係数の計算について	211
エキスパンションジョイントの間隔	211

工作物

建築物への広告塔等の設置	212
ゴルフ場のネットの支柱等を設計する場合における風の速度圧	212

構造関係規定

参考図書	213～217
------	---------

設備規定

設備設計一級建築士

設備設計一級建築士の関与の条件	221
昇降機の別願申請等に伴う設備設計一級建築士の関与の不要について	221
増築等を行う場合における既存部分の設備設計一級建築士の関与	221
計画変更を行う場合における設備設計一級建築士の関与	221

建築設備の確認申請等

建築設備単独の建築確認申請	222、223
既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請	222、223
工事監理報告書の提出	222、223
浄化槽の変更	222、223
建築基準法施行細則第9条かつこ書の適用	222、223

屎尿浄化槽

既存単独処理浄化槽の取扱いについて	224
複数の敷地の汚水を処理する浄化槽の取扱いについて	224

遊戯施設

遊戯施設の確認申請	225
熱気球の取扱い	225

設備関係規定

参考図書	226
------	-----

参考資料

1 愛知県の位置（北緯及び東経）	229
2 愛知県内の垂直積雪量、地表面粗度区分及びVoの数値	230～232
3 バリアフリー法関係資料	233～240
4 [平成23年版]における削除項目及びその理由	241
5 [平成29年版]における削除項目及びその理由	242

